

本問の事情が良く拾えている点はとても良いです。ただし、本問では、CDのタイトルが本件覚せい剤事犯と関連性がない「写真」でした。反対評価につながる事実も摘示できると良いです。

(3) 本件で、以前甲はCD-R内のデータを瞬時に消去でき

るソフトで捜査を妨害している。とすれば本件でも、甲に
依頼する等として、~~甲~~ CD-Rの内容をその場所で確認したの
は、データが消去されるおそれがあったといえる。

よって、本件ではCD-Rの下に覚せい剤の売買者の売渡人
等の情報と疑わせる氏名や金額が書かれた紙が置かれて
いた。したがって、CD-Rにこれらの情報が入っていることが
うかがえる。

(4) おて、捜査②は適法である。

3. 捜査③

11) 甲の車

前提として、同居人の所持品を捜索できるかも論じてください。

表現が分かりにくいです。『「物」に対するプライバシーが「場所」に対するプライバシーにされている包摂』とすると良いでしょう。

3. 本件では甲の車両も捜査しているが、甲の車には令状の交わ
が及んでいるといえるか。令状には「甲方」とあるのみで
あることから問題となる。

1. 29条1項が、場所、身体、物を区別している趣旨は、それぞれ権利
が異なる点にある。もっとも、~~場所~~ 場所においては住居は、プライバ
シー権の中核の総体を表すものであるから、住居の場合には、その
中に存在する物についても、捜査をすることができると解する。

ウ 本件で「甲方」と記載された令状で、駐車場にある甲の車が
捜索されている。通常、駐車場は住居の一部又は付随するもの
であり、そこに存在する車も住居と同じくプライバシー権が
及んでいると解される。したがって住居者所有の車にも
「住居」に対する令状で捜索が可能であると解する。